

議案第 4 5 号

ひたちなか市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

ひたちなか市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 2 日 提出

ひたちなか市長 本 間 源 基

平成 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市指定介護予防支援等の事業に関する条例(平成26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「をいう。)」の次に「, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

ひたちなか市指定介護予防支援等の事業に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、住民による自発的な活動によるサービスその他の地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u>第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスその他の地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 略</p>	

